二　納入申告書の提出期限後のその提出若しくは修正申告書の提出又は第七百三十三条の十六第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る法定外目的税の納税義務又は特別徴収義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に納税義務又は特別徴収義務が成立した法定外目的税について、不申告加算金若しくは重加算金（次条第二項の規定の適用があるものに限る。）（以下この号及び次条第三項第二号において「特定不申告加算金等」という。）を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

第七百三十三条の十九第三項中「これらの規定に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき納入申告書の提出期限後のその提出、修正申告書の提出又は第七百三十三条の十六第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、法定外目的税について、不申告加算金等を徴収されたことがある」を「次の各号のいずれか（第一項の規定に該当する場合にあつては、第一号）に該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前二項に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき納入申告書の提出期限後のその提出、修正申告書の提出又は第七百三十三条の十六第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、法定外目的税について、不申告加算金等を徴収されたことがある場合

二　納入申告書の提出期限後のその提出、修正申告書の提出又は第七百三十三条の十六第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る法定外目的税の納税義務又は特別徴収義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に納税義務又は特別徴収義務が成立した法定外目的税について、特定不申告加算金等を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

第七百三十三条の十九第四項中「前条第六項」を「前条第七項」に改める。

第七百三十三条の二十一第一項中「によつて」を「により」に、「納税者」を「ときは、その違反行為をした者」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に、「特別徴収義務者」を「ときは、その違反行為をした者」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に改め、同条第四項中「によつて」を「により」に、「納税者」を「ときは、その違反行為をした者」に改め、同条第五項及び第六項中「においては」を「には」に改める。

第七百三十三条の二十五第一項中「損壊し、」の下に「若しくは」を加え、「又はその」を「その」に、「をした」を「をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をした」に改め、同条第二項中「また」を削り、同条第三項中「者は」を「ときは、その相手方としてその違反行為をした者は」に改め、同条第四項中「においては」を「には」に改める。

第七百三十三条の二十六第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「によつて」を「により」に、「した者」を「したとき。」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に、「同条」を「帳簿書類（同条）に、「の検査」を「をいう。次号において同じ。）その他の物件の検査」に、「若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者」を「又は忌避したとき。」に改め、同項に次の一号を加える。

三　第七百三十三条の二十四第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う地方団体の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

第七百三十三条の二十六第二項中「においては」を「には」に改める。

第七百四十七条の五第一項中「のうち、」を「のうち」に改め、「定めるもの」の下に「及び相続税法第五十八条第二項の規定による通知」を加え、「特定地方税関係通知」を「特定地方税関係通知等」に改め、「は、地方税関係法令」の下に「及び相続税法第五十八条第二項」を加え、同条第二項中「特定地方税関係通知」を「特定地方税関係通知等」に改める。

第七百四十七条の十三中「特定地方税関係通知」を「特定地方税関係通知等」に改める。

第七百五十六条第四項中「第七十四条の二十四第三項」を「第七十四条の二十四第三項第一号」に改め、同条第五項中「第百四十四条の四十八第三項」を「第百四十四条の四十八第三項第一号」に改め、同条第六項中「第四百八十四条第三項」を「第四百八十四条第三項第一号」に改める。

第七百六十二条第一号中「（地方団体の長」の下に「又は総務大臣」を加え、同号イ中「地方団体の長」の下に「、総務大臣」を加える。

附則第四条第一項第一号中「（平成八年法律第八十五号）」を削る。

附則第六条第一項及び第四項中「令和六年度」を「令和九年度」に改める。

附則第八条第十一項及び第十二項中「第七項、第八項及び第十一項」を「第七項から第九項まで及び第十二項」に改める。

附則第九条第三項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条第八項中「が収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業を行う法人から電気事業法第十七条第一項に規定する託送供給を受けて電気の供給を行う」を「の次に掲げる」に、「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、「当該電気の供給に係る収入金額のうち」を削り、「もの」を「金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該電気供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業を行う法人から電気事業法第十七条第一項又は第二十七条の十二の十第一項に規定する託送供給を受けて電気の供給を行うとき。

二　当該電気供給業を行う法人が配電事業（電気事業法第二条第一項第十一号の二に規定する配電事業をいう。以下この号及び次号において同じ。）を行う場合において、当該電気供給業を行う法人が、収入金額に対する事業税を課される一般送配電事業（同項第八号に規定する一般送配電事業をいう。以下この号及び次号において同じ。）を行う法人の供給区域内において、配電事業に係る電気工作物（同項第十八号に規定する電気工作物をいう。以下この号及び次号において同じ。）を当該一般送配電事業を行う法人から譲り受け、若しくは借り受け、又は新たに設置して同法第二十七条の十二の十第一項に規定する託送供給を行い、かつ、当該一般送配電事業を行う法人に対して当該電気工作物の譲受け若しくは借受けに係る対価又はこれに準ずるもの（次号において「配電事業に係る定期支払額」という。）を支払うとき。

三　当該電気供給業を行う法人が一般送配電事業を行う場合において、収入金額に対する事業税を課される配電事業を行う法人が当該電気供給業を行う法人の供給区域内において、配電事業に係る電気工作物を当該電気供給業を行う法人から譲り受け、若しくは借り受け、又は新たに設置して電気事業法第二十七条の十二の十第一項に規定する託送供給を行い、かつ、当該電気供給業を行う法人が当該配電事業を行う法人に対して配電事業に係る定期支払額を支払うとき。

附則第九条に次の一項を加える。

23　株式会社脱炭素化支援機構に対する第七十二条の二十一第一項及び第二項の規定の適用については、令和五年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、同条第一項中「資本金等の額と」とあるのは「資本金等の額から地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第三十六条の六の規定による政府の出資の金額を控除して得た額と」と、同条第二項中「出資金の額に」とあるのは「出資金の額から地球温暖化対策の推進に関する法律第三十六条の六の規定による政府の出資の金額を控除して得た額に」と、「出資金の額と」とあるのは「出資金の額から同法第三十六条の六の規定による政府の出資の金額を控除して得た額と」とする。

附則第十条第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第二項中「令和五年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改め、同条第三項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第四項中「第九号」を「第十号」に改める。